

○七飯町さくら共同作業所条例施行規則

平成17年10月4日

規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、七飯町さくら共同作業所条例（平成17年条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の承認申請)

第2条 条例第7条第1項の規定により七飯町さくら共同作業所（以下「共同作業所」という。）の通所の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、さくら共同作業所通所承認申請書（別記第1号様式）を町長に提出し、通所の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、共同作業所の通所の承認の可否を決定し、さくら共同作業所通所承認書（別記第2号様式）又は、さくら共同作業所通所不承認通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(通所の承認の取消し)

第3条 町長は、条例第9条第1項の規定により共同作業所の通所の承認を取り消したときは、さくら共同作業所通所承認取消通知書（別記第4号様式）により当該共同作業所の通所の承認を受けた者（以下「利用者」という。）に通知するものとする。

(利用者の遵守事項)

第4条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食及び喫煙をしないこと。
- (2) 他の利用者の迷惑となるような行為をしないこと。
- (3) その他町長が指示した事項

(退所の届出)

第5条 利用者は、社会復帰等により共同作業所の通所を中止しようとするときは、さくら共同作業所退所届（別記第5号様式）を町長に提出しなければならない。

(き損等の届出)

第6条 利用者は、共同作業所の施設及び設備等をき損又は滅失させたときは、直

ちにその旨を町長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者の読替え)

第7条 条例第12条第1項の規定により町長が指定管理者に共同作業所の管理を行わせる場合にあつては、第2条から第5条までの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替え、また、別記第1号様式から別記第5号様式中「七飯町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。ただし、不服申し立てについては除く。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

さくら共同作業所通所承認申請書

年 月 日

七飯町長 様

申請者 住 所
氏 名



下記のとおり共同作業所に通所したいので申請します。

記

通所希望者	氏名		男・女	年	月	日生
	住所					
	障害種別	<input type="checkbox"/> 知的障害 視覚障害 <input type="checkbox"/> 聴覚障害 <input type="checkbox"/> 肢体不自由 <input type="checkbox"/> その他()	障害程度	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(級) <input type="checkbox"/> 療育手帳(A・B) <input type="checkbox"/> その他()		
保護者	氏名		男・女	年	月	日生
	住所	電話番号				
	続柄	<input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他()				
同居している家族の状況	氏名	年齢	続柄	職業	備考	
通所を希望する理由						
緊急時の連絡先	電話番号					

注1 「保護者」欄は、通所希望者が18歳未満の場合のみ、記載してください。

注2 通所希望者が18歳未満の場合、「同居している家族の状況」欄は、保護者以外の家族について記載して下さい。

別記第2号様式(第2条関係)

さくら共同作業所通所承認書

年 月 日

様

七飯町長



年 月 日付で申請のあったさくら共同作業所の通所については、下記のとおり承認します。

記

氏 名	
生 年 月 日	
保 護 者 氏 名	
通所に際して の 注 意 事 項	

※不服の申立て

この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、七飯町長に対して異議申立てをすることができます。

※処分の取消しの訴え

処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、七飯町長を被告として提起することができます。なお、この処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第3号様式(第2条関係)

さくら共同作業所通所不承認通知書

年 月 日

様

七飯町長



年 月 日付で申請のあったさくら共同作業所の通所については、審査の結果、通所に適さないと認め不承認としたので通知します。

記

申請者	住所			
	氏名		生年月日	
	保護者			
不承認の理由				

※不服の申立て

この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、七飯町長に対して異議申立てをすることができます。

※処分の取消しの訴え

処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、七飯町長を被告として提起することができます。なお、この処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第4号様式(第3条関係)

さくら共同作業所通所承認取消通知書

年 月 日

様

七飯町長



さくら共同作業所の通所について、下記のとおり通所の承認を取り消しましたので通知します。

記

氏 名	
生 年 月 日	
保 護 者 氏 名	
取 り 消 し の 理 由	

※不服の申立て

この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、七飯町長に対して異議申立てをすることができます。

※処分の取消しの訴え

処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、七飯町長を被告として提起することができます。なお、この処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第5号様式(第5条関係)

さくら共同作業所退所届

年 月 日

七飯町長 様

利用者(保護者)

住 所

氏 名



下記のとおり共同作業所を退所したいので、お届けいたします。

記

氏 名	
生 年 月 日	
保 護 者 氏 名	
退 所 の 理 由	

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

別記第 2 号様式 (第 2 条関係)

別記第 3 号様式 (第 2 条関係)

別記第 4 号様式 (第 3 条関係)

別記第 5 号様式 (第 5 条関係)